

(8) 計画の推進・評価 基本的方向性

障害者福祉施策の総合的な推進のために、市役所の関係部署の連携を強化します。

市役所内部にとどまらず、広く雇用関係機関や教育関係機関、福祉関係機関等との連携を強化します。

障害者総合計画の策定や計画のモニタリングにあたっては、当事者委員が約半数を占める計画策定委員会と調布市障害者地域自立支援協議会が中心となり、検討を進めます。

平成25年4月に施行が予定されている障害者総合支援法（平成24年3月現在国会審議中）に対応するため、適宜、障害者総合計画の見直しを進めます。

(注) モニタリング：継続的な点検。

事業計画

本計画の円滑な進行管理の実施

計画の進捗状況を、調布市障害者地域自立支援協議会を中心に管理していくとともに、平成25年4月の障害者総合支援法（平成24年3月現在国会審議中）施行予定に伴い、必要に応じて本計画の見直しを行います。

障害者総合計画の策定・見直し

障害福祉課

事業概要

市の障害者施策に関する基本的事項を定める障害者計画（障害者基本法）、障害福祉サービスの量的提供体制を整備目標を定める障害福祉計画（障害者自立支援法）を策定し、障害者の地域生活と自立に向けた支援を計画的に推進します。

今後の方向・目標

今後、障害者自立支援法の改正等の動きにあわせ、必要に応じて本計画の内容の見直しを行っていきま

ず。

障害者地域自立支援協議会の運営（再掲）

障害福祉課

事業概要

地域の障害福祉に関する情報、調整、開発、教育、権利擁護、評価機能などのネットワークやシステムづくりの中核的な役割を果たすことを目的とします。個別支援会議から、地域の課題を抽出し、情報を共有し、具体的に協働します。地域の社会資源の開発や新しい施策についての定期的な協議の場として、障害者地域自立支援協議会を運営します。

今後の方向・目標

本計画について、調布市障害者地域自立支援協議会を中心に進捗状況の管理・評価を行います。